



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ丸子

上田市中丸子1647-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
みずほ信託銀行株式会社	梅田 圭	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
みずほ信託銀行株式会社	笹田 賢一	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社ワッツ東日本販売	山野 博幸	東京都北区赤羽二丁目51番3号
杉浦 正和	—	上田市腰越1036番5号
有限会社御菓子処花岡	花岡 かつ子	東御市田中557番地

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社ワッツ東日本販売	宮川 政昭	東京都北区赤羽二丁目51番3号
杉浦 正和	—	上田市腰越1036番5号
有限会社御菓子処花岡	花岡 かつ子	東御市田中557番地

4 変更した年月日

令和6年4月1日ほか

5 届出年月日

令和6年10月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年12月9日から令和7年4月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

中御所3丁目複合店舗

長野市中御所三丁目14番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社クスリのアオキ

石川県白山市松本町2512番地

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社クスリのアオキ	青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社クスリのアオキ	青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	伊藤 光博	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

4 変更した年月日

令和6年3月13日

5 届出年月日

令和6年10月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年12月9日から令和7年4月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー稲葉店

長野市大字稲葉字八幡田沖2445-6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	伊藤 光博	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

4 変更した年月日

令和6年3月13日

5 届出年月日

令和6年10月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年12月9日から令和7年4月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

水沢上庭10街区複合店舗

長野市篠ノ井東福寺3844番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

J A三井リース建物株式会社

東京都中央区銀座八丁目13番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社エービーシーマート	野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11番5号
株式会社ジンズ	田中 仁	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社エービーシー・マート	野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11番5号
株式会社ジンズ	田中 亮	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地

4 変更した年月日

令和5年12月1日

5 届出年月日

令和6年10月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年12月9日から令和7年4月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア須坂西店

須坂市墨坂4-1-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

第一リース株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

株式会社デリシア

松本市大字今井7155番地28

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
第一リース株式会社	吉田 勝彦	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
第一リース株式会社	向島 亨	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

- 4 変更した年月日
令和6年4月1日
- 5 届出年月日
令和6年10月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和6年12月9日から令和7年4月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ小諸御影
小諸市御影新田2597-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
リコーリース株式会社
東京都千代田区紀尾井町4番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社和田正通信サービス	出澤 和夫	長野市稲葉中千田2142番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山10717番地 1
株式会社和田正通信サービス	和田 佳代子	長野市稲葉中千田2142番地

4 変更した年月日

令和6年6月20日

5 届出年月日

令和6年10月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年12月9日から令和7年4月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

駒ヶ根都市計画道路 3・5・12号中割経塚線

駒ヶ根都市計画道路 3・5・22号経塚飯坂線

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び駒ヶ根市役所

都市・まちづくり課

公告

令和6年11月22日、上田市塩田平土地改良区の定款変更を認可しました。

令和6年12月9日

長野県上田地域振興局長 柳沢 由里

農地整備課

公告

令和6年11月6日、高瀬川右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

令和6年12月9日

長野県北アルプス地域振興局長 斎藤 政一郎

農地整備課

公告

令和6年10月21日、小布施土地改良区の定款変更を認可しました。

令和6年12月9日

長野県長野地域振興局長 坪井 俊文

農地整備課

公告

伊那市による山室地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

令和6年12月9日

長野県上伊那地域振興局長 布山 澄

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧の期間
令和6年12月10日から令和7年1月14日まで
- 縦覧の場所
伊那市高遠町総合支所

農地整備課

公告

令和6年10月28日、安曇野市矢原堰土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を認可しました。

令和6年12月9日

長野県松本地域振興局長 宮島 克夫

農地整備課

公告

令和6年11月22日、河東土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を認可しました。

令和6年12月9日

長野県長野地域振興局長 坪井 俊文

農地整備課